

## 「関西地区 大学ボランティアセンター連絡協議会」規約

### 第1条 名称

本会の名称は、「関西地区 大学ボランティアセンター連絡協議会」とする。

### 第2条 目的

本会は、大学ボランティアセンター(以下、「センター」とする)のあり方を検討し、大学ボランティアコーディネーター(以下、「コーディネーター」とする)の専門性向上とセンターの存在価値を高め、認知度向上をめざす。

本会の活動を通じて、コーディネーターがエンパワメントされることで、センターの機能充実に貢献するとともに、センターにかかわる学生の自発性・社会性を育み、社会参加の機会を効果的に提供することに寄与する。

### 第3条 活動

本会は、目的を達成するために、以下の活動を行う。

#### (1)研究会の開催

センターの事業や運営における共通の課題や成果を共有し、事例研究や情報交換などによって、センターのあり方検討やコーディネーターの専門性向上をめざす場として研究会を開催する。

#### (2)メーリングリストの運用

構成員限定のメーリングリストを運用する。

#### (3)提言活動への取り組み

センターの存在価値を高め、認知度向上につながる提言活動に取り組む。

#### (4)その他、目的を達成するために必要とされる活動を実施する。

### 第4条 構成員

本会の目的に賛同し、会の活動に積極的に参画し、以下の要件を満たすものをメンバーとする。なお、継続については、年度ごとに意思確認を行う。

\*活動年度は、4月より翌年3月とする。

(1)関西地区のセンターもしくは大学で同等の機能を有する部署において、ボランティアコーディネーションの業務に取り組んでいる者。

(2)会が特別に認める者。

\*必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

\*その他、会にはかって決定する。

### 第5条 運営

本会の円滑な運営のために、世話人および事務局を置く。

2 世話人は、本会の活動企画立案や運営にたずさわる。任期は4月より1年度とし、再任は妨げない。

3 事務局は、大阪ボランティア協会(大阪府中央区谷町2丁目2-20 2F CANVAS (キャンパス)谷町)に置く。

#### 第6条 運営費

本会の運営費は、会議参加費などの収入によって賄う。

#### 第7条 規約の改廃

本規約の改廃は会の議を経て決定する。

#### 附則

- 1 この規約は、2009年4月1日から施行する。
- 2 2013年7月18日の協議会において、一部改正。